

資料

令和5年第1回臨時市議会議案
条例新旧対照表

報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市行政不服等審査会条例の一部改正） 藤井寺市行政不服等審査会条例の一部改正	1
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正） 市税条例の一部改正	3
報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市介護保険条例の一部改正） 藤井寺市介護保険条例の一部改正	1 1
報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正） 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	1 2
議案第 2 2 号	市税条例の一部改正について 市税条例の一部改正案	1 3
議案第 2 3 号	藤井寺市副市長定数条例の一部改正について 藤井寺市副市長定数条例の一部改正案	1 4
議案第 2 4 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案	1 5

報告第 3 号

専決処分承認を求めることについて（藤井寺市行政不服等審査会条例の一部改正）

○藤井寺市行政不服等審査会条例（令和4年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年藤井寺市条例第8号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(定義)</p> <p>第10条 この章において「審査庁」とは、藤井寺市情報公開条例第15条第2項、<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報及び<u>藤井寺市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第10条 この章において「審査庁」とは、藤井寺市情報公開条例第15条第2項及び<u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(審査会の調査審議)</p> <p>第11条 審査会の調査審議は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定により行う。</p> <p>(1) 第3条第1項第2号及び第4号に掲げる調査審議 次条から第17条まで</p> <p>(2) 第3条第1項第3号に掲げる調査審議 次条第1項から第3項まで、第15条並びに第16条第1項及び第3項</p>	<p>(審査会の調査審議)</p> <p>第11条 審査会の調査審議は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定により行う。</p> <p>(1) 第3条第2号に掲げる調査審議 第12条から第17条まで</p> <p>(2) 第3条第3号に掲げる調査審議 第12条第1項から第3項まで、第15条並びに第16条第1項及び第3項</p>

報告第 4 号

専決処分承認を求めることについて（市税条例の一部改正）

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によ</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="136 201 761 231">の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p data-bbox="116 239 302 269">6～16 (略)</p> <p data-bbox="152 317 658 347">(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p data-bbox="112 355 1108 501">第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p data-bbox="116 510 1108 775">2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p data-bbox="116 823 277 853">3・4 (略)</p> <p data-bbox="152 901 479 932">(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p data-bbox="112 940 1108 1437">第96条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第94条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p data-bbox="1158 201 1473 231">り納付しなければならない。</p> <p data-bbox="1133 239 1319 269">6～16 (略)</p> <p data-bbox="1169 317 1675 347">(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p data-bbox="1128 355 2134 466">第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p data-bbox="1133 510 2134 813">2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p data-bbox="1133 823 1294 853">3・4 (略)</p> <p data-bbox="1169 901 1496 932">(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p data-bbox="1128 940 2134 1401">第96条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第94条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第94条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第99条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第99条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則第15条及び第15条の3の2<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条及び第15条の3の2<u>若しくは第63条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第99条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第99条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則第15条及び第15条の3の2、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条及び第15条の3の2、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で</p>

改正後	改正前
<p>定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例) 第7条の4 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第7条の4の2 (略) 2～4 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第7条の8 (略) 2 (略)</p>	<p>定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第7条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第7条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例) 第7条の4の2 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第7条の4の3 (略) 2～4 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第7条の8 (略) 2 (略) 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特</p>

改正後	改正前										
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにお いて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「1 00分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにお いて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月 の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>										
(略)	(略)										
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第 82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を 受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。</u></p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第 82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分の軽自動車税 の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>										
(略)	(略)										
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規 定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）の うち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自 動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1246 2128 1455"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1246 1451 1316">第2号ア（イ）</td> <td data-bbox="1451 1246 1787 1316">3,900円</td> <td data-bbox="1787 1246 2128 1316">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1316 1451 1386">第2号ア（ウ）a</td> <td data-bbox="1451 1316 1787 1386">6,900円</td> <td data-bbox="1787 1316 2128 1386">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1386 1451 1455"></td> <td data-bbox="1451 1386 1787 1455">10,800円</td> <td data-bbox="1787 1386 2128 1455">5,400円</td> </tr> </tbody> </table>		第2号ア（イ）	3,900円	2,000円	第2号ア（ウ）a	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円
第2号ア（イ）	3,900円	2,000円									
第2号ア（ウ）a	6,900円	3,500円									
	10,800円	5,400円									

改正後	改正前		
	第2号ア (ウ) b	3, 800円	1, 900円
		5, 000円	2, 500円
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	第2号ア (イ)	3, 900円	3, 000円
	第2号ア (ウ) a	6, 900円	5, 200円
		10, 800円	8, 100円
	第2号ア (ウ) b	3, 800円	2, 900円
		5, 000円	3, 800円
	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の</p>		

改正後	改正前
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第8条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第12条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同</p>	<p>中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第8条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第12条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。</p>	<p>じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。</p>

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市介護保険条例の一部改正）

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第4条 市長は、第1号被保険者が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受ける者として市長が別に定めるもののうち必要があると認められるものに対し、<u>令和4年度分の保険料であって、令和5年3月中に第1号被保険者の資格を取得したことにより、令和5年4月1日以降に普通徴収の納期限が定められている保険料について、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第4条 市長は、第1号被保険者が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響を受ける者として市長が別に定めるもののうち必要があると認められるものに対し、<u>令和3年度分の保険料であって、令和4年3月中に第1号被保険者の資格を取得したことにより、令和4年4月1日以降に普通徴収の納期限が定められている保険料及び令和4年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にある保険料について、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。</u></p> <p>2 （略）</p>

報告第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(防疫作業従事手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(防疫作業従事手当の特例)</p> <p>3 職員が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>

議案第22号

市税条例の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)</u>で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

議案第23号

藤井寺市副市長定数条例の一部改正について

○藤井寺市副市長定数条例（平成18年藤井寺市条例第31号） 新旧対照表

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>1人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>2人</u> とする。

議案第24号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>附 則 1～9 （略） <u>（給料月額の特例措置）</u> 10 令和5年6月1日から令和9年5月16日までの間における給料月額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">752,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">656,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">584,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	752,000円	副市長	656,000円	教育長	584,000円	<p>附 則 1～9 （略）</p>
区分	給料月額								
市長	752,000円								
副市長	656,000円								
教育長	584,000円								

